

壱岐市農業委員会定例会（令和４年１月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年１月２５日（火） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第 １号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第 ２号 非農地証明願について
 - 議案第 ３号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 ４号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第 ５号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について
 - 議案第 ６号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
 - 議案第 ７号 農地の賃借料情報の提供について

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和４年１月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入らせて頂きます。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。
よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

勝本町本宮南触 字桶田 地目 畑 面積 1, 870 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が5, 020 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。

農機具は、田植機、コンバイン、乗用モア、軽トラを所有されてあります。

耕起は機械銀行に委託をされてあります。

農作業暦は本人、妻共に35年です。

通作距離は3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、野菜、芋を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月17日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。・・です。地区担当の・・さんが本日休まれていますので、代わりに私が補足説明を致します。

事務局の説明の通り 17 日に・・さんと現地確認を致しました。

申請農地の半分は耕作放棄状態ではありますが、・・さんが買い受けて芋とか野菜を作付けするという事でありました。

何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 1 号 1 番は決定いたします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願いします。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請について」、農地法第 5 条の規定による農地の転用につき、次のとおり許可後の変更承認申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1 番 土地の所在
郷ノ浦町渡良東触 字牧ノ口 ・・・・の一部 地目 畑 面積 2, 087 m²のうち 400 m²
転用目的、風況観測機器設置
当初計画者 ・・・・
継承者 ・・・・
変更理由
令和 3 年 7 月 14 日付けで一時転用許可を受けて、申請地に風況観測機器を設置しましたが、グループ企業内で九州圏内の開発に特化した継承者に事業（風況観測データの収集及び設置機器の撤去）を引き継ぐこととしたため、変更申請を行います。というものであります。

権利の設定内容は賃貸借です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 2 号 1 番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第 3 号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5 頁をお願い致します。議案第 3 号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1 番 土地の所在

石田町池田東触 字船底 台帳地目 畑 現況地目 水路 面積
0. 8 7 m²

転用目的 水路

申請人、.

申請理由 申請地は、平成 1 0 年頃から水路の一部として利用しており、現在に至っている。というものです。位置図、写真は 6 頁から 7 頁です。

1 月 2 0 日に・・委員さんと申請人立ち合いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り 1 月 2 0 日に現地確認を行いました。

7 頁の写真を見て頂きたいと思いますが、赤線で囲まれた部分が申請地でありまして、写真は国道整備工事の為に新しくなっております。

水路であり何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく願いします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 3 号 1 番は決定致します。

続きまして、議案第 4 号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8 頁をお願い致します。1 番の案件につきましては、申請人の「おばあさま」が亡くなられてという事で計画を延期したいという理由で 1 月 2 1 日に取り下げ申請が出ておりますので、2 番からのご審議をお願い致します。

議案第 4 号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2 番 土地の所在、

芦辺町中野郷東触 字岩谷 地目 田 面積 7 5 8 m²

除外目的、住宅用地

申請人、.

申請理由、申請地を住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は 1 3 頁から 1 5 頁です。

1月19日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っていましたが、本日は欠席をされてありますので、・・・委員さんが申請者に確認された事をお繋ぎいたします。

・・・さんは現在、福岡に住んでありましてUターンで壱岐に帰る計画をたててありますが、ご両親が住んでいた住宅は老朽化と山林からの土砂崩れ等で危険という事で申請地に家を建てたいという事でありました。周辺農地とは十分距離をおいて建てるという事でありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、9頁をお願い致します。3番 土地の所在、
芦辺町箱崎諸津触 字白歯雪 ・・・・ 地目 田 面積 578㎡
除外目的、公園用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を公園として整備したいため、農振農用地からの除外を申請しますというものです。位置図、写真、配置図は16頁から18頁です。

1月19日に・・・委員さんと申請人の甥御さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

はい、皆さんお早うございます。箱崎地区諸津の地区担当の・・・です。只今、事務局より説明の通りであります。1月13日に大阪の・・・さん宅に電話を入れまして、立ち会いをお願いしましたが、「大阪からは来られない」という事で諸津出身でありますので、在所の・・・さんの方に頼むという電話でございました。その後、家族で相談されたのか・・・さんの甥の・・・さん立ち会いの下、1月19日に現地確認を行いました。一寸長くなりますが、・・・さんは諸津触の・・・さん出身で27歳の時に仕事を求めて大阪に行き、まもなく結婚、妻の姓を名乗られたそうでございます。その後1年発起、建設業、不動産業の西組を立ち上げられました。丁度、大阪万博の前で仕事は沢山あり大成功を治められました。その後、仕事は順調で現在も続けられています。15年程前に出身地の箱崎並びに諸津地区に何かご恩返しが出来ないかと考えられ在所の・・・家の近くの小高い丘に公園を作り観音様を建てる事を思いつかれました。早速公園を整備、観音様も大小10基位建てられました。桜を沢山植えられて、現在に至っています。今回の申請地には遊歩道

の延長と桜を植えられる予定との事です。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。大変長くなりました。お詫び申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号3番は意見を付して回答致します。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在、
石田町石田西触 字原ノ久保 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 3, 1 3 1 m²
除外目的、駐車場用地兼資材置場
申請人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
申請理由、申請地を駐車場兼資材置場として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は19頁から22頁です。

1月19日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 おはようございます。担当の・・です。今、事務局から説明があった通りです。写真をみてもらったら分かるように周りは山で囲まれておりますし、周辺農地の隣接もありませんので、別段問題はなかろうかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第5号と議案第6号は一括して説明させていただきます。23頁をお願い致します。

議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

24頁～25頁の令和4年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度23頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事

業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田の更新が6筆で4, 298㎡、畑の新規が6筆で11, 237㎡、10年間の田の更新が3筆で868㎡、賃貸借権設定の合計が15筆で16, 403㎡、使用貸借権設定の5年間の田の新規が4筆で3, 929㎡、田の更新が3筆で3, 725㎡、10年間の畑の新規が5筆で5, 412㎡、使用貸借権設定の合計が12筆で13, 066㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、26頁をお願い致します。議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。27頁～28頁の令和4年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度26頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第5号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第5号と議案第6号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、本日お配りを致しました資料をお願いします。

議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力

又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行います。

29頁～39頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象地の現況確認をしていただきました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは276筆で20.2haとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号は決定いたします。

続きまして議案第8号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、40頁をお願いいたします。

議案第8号 「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和3年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、

平均額が16,100円、最高額が35,000円、最低額が3,000円です。データ一件数は35件です。

その他の地区では平均額が6,800円、最高額が25,000円、最低額が100円です。データ一件数は621件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区のデータはありませんでした。

その他の地区では、平均額が5,000円、最高額が30,000円、最低額が500円です。データ一件数は282件です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号は決定いたします。それでは、その他の件をお願いします。

事務局 ①2月の定例会の日程 令和4年2月25日（金）9時～
 ②農業委員会手帳の配付
 ③忘年会の会計報告について
 ④・・・農業委員について（勝本町の農業委員に残ってもらった）

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。

・・・委員 議長、一寸、一件良いですか。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 先程、質問すれば良かったのですが、・・・さんの駐車場用地兼資材置場を申請してありますが、面積制限とかはどのようになっていますか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 ・・・・委員さんのご質問ですが、面積要件は一般住宅につきましては500㎡未満、農家住宅については1,000㎡未満という制限がございますが、この資材置場については利用計画図を作成して頂いてその農地全体を利用する計画であれば面積要件はありません。

・・・委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 それでは外に皆さん方からのご意見が無いようでしたら、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。